

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 海上運送法施行令の一部改正

一 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う国土交通大臣の職権に、海上運送法第二章の二第一節（第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までを除く。）に規定する職権を追加するものとする事。

（第四条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正

一 登録特定操縦免許講習機関の登録の有効期間を三年とすること。

（第七条関係）

二 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十八の規定による登録特定操縦免許講習機関等に関する技術的読替えを定めるものとする事。

（第八条関係）

三 履歴限定をした特定操縦免許を受けた者を小型船舶操縦者として乗船させる場合における乗船基準は、その乗船する事業用小型船舶がその限定をされた区域のみを航行するものであることとする事。

（第十二条関係）

四 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 関係政令の一部改正

石油コンビナート等災害防止法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

(第三条及び第四条関係)

### 第四 経過措置

海上運送法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第三条第五項に規定する国土交通

大臣の権限は、小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行うものとする。

(第五条関係)

### 第五 附則

この政令は、改正法の施行の日(令和六年四月一日)から施行するものとする。

(附則関係)